

平成25年度市民税・県民税の主な税制改正についてお知らせします

生命保険料控除の改組

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」という）に係る控除額について、介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払い保険料等について介護医療保険料控除（適用限度額2万8千円）が設けられました。

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除それぞれについて適用限度額が2万8千円になり、その合計額について生命保険料控除としての適用限度額が7万円になります。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（以下「旧契約」という）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除が適用され、控除額の計算についても従前と同様になります。

新契約と旧契約の両方があり、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除を受ける場合、新契約の計算式で算出

された控除額と旧契約の計算式で算出された控除額の合計額について適用限度額がそれぞれ2万8千円になります。
※介護医療保険料控除もある場合は、その控除額も合算のうえ生命保険料控除の適用限度額が7万円となります。

※新契約の分を含めずに旧契約のみで年末調整又は確定申告を行うことも可能です。その場合、旧契約の計算方法が適用されます。
詳しくは、左表をご覧ください。
★課税課 ☎ 1123

【変更前】

旧 契 約	
一般生命保険料控除額	※計算式(2)
個人年金保険料控除額	※計算式(2)
控除額合計 上限7万円	

【変更後】

<新契約のみの場合>

新 契 約	
一般生命保険料控除額	※計算式(1)
個人年金保険料控除額	※計算式(1)
介護医療保険料控除額	※計算式(1)
控除額合計 上限7万円	

<旧契約のみ、又は介護医療保険料控除を追加の場合>

新 契 約	旧 契 約
	一般生命保険料控除額 ※計算式(2)
	個人年金保険料控除額 ※計算式(2)
介護医療保険料控除額 ※計算式(1)	
控除額合計 上限7万円	

<新契約と旧契約の両方を控除にとる場合>

新 契 約	旧 契 約	控除額合計 上限7万円
一般生命保険料控除額 ※計算式(1)	+ 一般生命保険料控除額 ※計算式(2)	新・旧合計で28,000円が上限 ※新契約を含めない場合35,000円が上限
個人年金保険料控除額 ※計算式(1)	+ 個人年金保険料控除額 ※計算式(2)	新・旧合計で28,000円が上限 ※新契約を含めない場合35,000円が上限
介護医療保険料控除額 ※計算式(1)		

<新契約>

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る生命保険料控除額の計算方法

※計算式(1)

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

<旧契約>

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る生命保険料控除額の計算方法

※計算式(2)

年間の支払保険料等	控 除 額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

個人住民税の特別徴収をお願いします

◎個人住民税の特別徴収とは

- ・事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税（県民税と市町村民税）を天引きし、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。
- ・事業主は原則、特別徴収義務者として法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。
- ・事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

◎特別徴収の方法は

- ・毎年5月に、市町村から事業主宛てに特別徴収税額を通知しますので、その税額を6月以降、従業員の毎月の給与から天引きしていただき、翌月10日までに、各従業員の当該年度1月1日住民登録地の市町村に納めていただきます。
- ・税額の計算は市町村が行います。また、年末調整もありませんので、事業主の事務的負担はそれほど大きくありません。

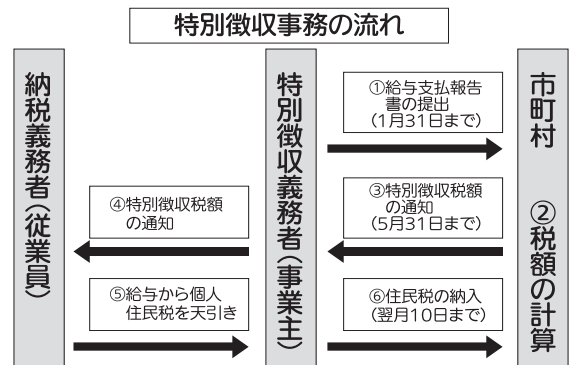
◎特別徴収のメリットは

- ・従業員が税金を納めるために金融機関等に行く手間を省くことができます。
- ・普通徴収の納付が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回当たりの負担が少なくてすみます。

～給与支払者のみなさんへ～

本庄市・児玉郡3町と本庄県税事務所では、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の人を対象に、特別徴収による納税への切替をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

★課税課 ☎1123



第26回自衛消防隊屋内消火栓操法大会

10月15日、児玉郡市広域消防本部と児玉郡市防火安全協会は、「第26回自衛消防隊屋内消火栓操法大会」をセルディ駐車場で開催しました。

大会には、管内の13事業所から18チーム70人が出場し、初期消火訓練の成果と日頃の鍛錬の腕前を競いました。



大会結果

◎上位成績事業所

男子の部	優勝	株式会社日立ハイテクノロジーズ（Aチーム）
	準優勝	美里町役場
	第3位	朝日工業株式会社埼玉事業所
女子の部	優勝	埼玉グランドホテル本庄
	準優勝	さいたまセレモニーホール本庄
	第3位	本庄市役所

◎上位成績個人

男子の部	指揮者	家田雅常（株式会社日立ハイテクノロジーズ）
	1番員	直江正樹（朝日工業株式会社埼玉事業所）
	2番員	佐々木惇也（株式会社日立ハイテクノロジーズ）
女子の部	指揮者	齊藤美奈（埼玉グランドホテル本庄）
	1番員	並木香織（埼玉グランドホテル本庄）
	2番員	鶴田 維（埼玉グランドホテル本庄）

◇◆空間放射線量・放射性物質測定結果のお知らせ◆◇

― 市立小中学校・市立保育所の給食等放射性物質測定結果 ―

11月第1週分（10月27日～11月2日）、11月第2週分（11月5日～9日）、11月第3週分（11月10～16日）の放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出でした。

★教育総務課 ☎1182、子育て支援課 ☎1128、本庄上里学校給食センター ☎2621

― 農畜産物の放射性物質測定結果 ―

埼玉県では、農畜産物等の放射性物質調査を実施しています。市内で採取したホウレンソウ・サニーレタス・レタス・カリフラワー（判明日11月8日）、キャベツ・ロマネスコ・原乳（判明日11月15日）の放射性セシウムは、全て基準値を下回りました。

★農政課 ☎1177

防災行政無線自動応答サービスのご案内

市で放送している防災行政無線は、一部の放送を除き、放送内容を電話で確認することができます。ご利用の際は、通話料金がかかりますのでご注意ください。

自動応答電話番号 ☎1351

※電話が込み合っているときはつながりにくい場合があります。

★自治防災課 ☎1184